

# 学内駐車場等利用要項

(令和8年4月1日施行)

和泉大学

(趣旨)

第 1 条 本要項は、学内駐車場等利用規程に基づき、駐車場等の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(駐車場利用申請)

第 2 条 駐車場を利用しようとする学生は、所定の申請書（別紙様式 1）及び誓約書（別紙様式 3）に必要事項を記入のうえ、事務局学務係に提出しなければならない。ただし、利用申請が駐車場の収容可能台数を超える場合は、大学が利用者を選定のうえ許可するものとする。

- 2 申請は、新規利用、更新又は変更の都度、行うものとする。
- 3 教職員については、提出された通勤届をもって、申請に代えることができる。なお、学内駐車場を利用しなくなった場合又は通勤手段に変更が生じた場合は、速やかに事務局総務係まで届け出るものとする。
- 4 上記申請者以外で一時利用する者は、入構時または使用する期間前に、事務局総務係まで届け出るものとする。

(駐輪場利用申請)

第 3 条 駐輪場を利用しようとする学生のうち、二輪車で通学する者は、所定の申請書（別紙様式 2）及び誓約書（別紙様式 3）に、自転車で通学する者は、所定の申請書（別紙様式 4）に、それぞれ必要事項を記入のうえ、事務局学務係に提出しなければならない。

- 2 申請は、新規利用、更新又は変更の都度、行うものとする。
- 3 教職員については、提出された通勤届をもって、申請に代えることができる。なお、通勤手段に変更が生じた場合は、速やかに事務局総務係まで届け出るものとする。
- 4 上記申請者以外で一時利用する者は、入構時または使用する期間前に、事務局総務係まで届け出るものとする。

(駐車場利用許可期間)

第 4 条 駐車場の利用許可期間は、次のとおりとする。

(1) 教職員 本学が定める期間

(2) 学 生 半期ごと

前期（4 月 1 日から 9 月 30 日まで）、後期（10 月 1 日から 3 月 31 日まで）

- 2 学生については、前項の期間満了後、引き続き利用を希望する場合は、改めて申

請を行わなければならない。

- 3 教職員については、提出された通勤届の内容に変更がない限り、申請を要しないものとする。

(利用料金)

第5条 駐車場等の利用料金は、学内駐車場等利用規程に定める金額とする。

- 2 教職員の利用料金は、原則として毎月給与から控除するものとする。
- 3 学生の利用料金は、学内駐車場等利用規程に関わらず、当分の間、事務局にて支払うものとする。

(許可証等の交付)

第6条 駐車場等の利用を許可した者に対し、駐車許可証又は駐輪ステッカーを交付する。

(許可証等の掲示)

第7条 駐車場等を利用する者は、自動車については駐車許可証をダッシュボード等の見やすい位置に掲示、二輪車又は自転車については泥除け等の見やすい位置に貼付しなければならない。

(事故・盗難等)

第8条 駐車場等内における事故、盗難その他トラブル・損害について、本学は責任を負わない。

- 2 事故等が発生した場合は、速やかに事務局へ届け出なければならない。

(利用許可の取消し等)

第9条 次の各号のいずれかに該当するときは、駐車場等利用許可の取消し、又は利用を停止することができる。

- (1) 学内駐車場等利用規程又は本要項に違反したとき
- (2) 虚偽の申請を行ったとき
- (3) 駐車場等の管理上必要があると認めるとき
- (4) その他本学の指示に従わないとき

(放置車両の取り扱い)

第10条 駐車場等に車両を放置、又は放棄してはならない。

- 2 放置車両の取り扱いについては、学生部長が定める。
- 3 学生部長が放置車両と認め、処分するときは大学が所有者に処分に係る費用を請求することがある。

(補則)

第 11 条 本要項に定めのない事項については、必要に応じて、学長が決定することとする。

(事務)

第 11 条 学生の利用申請及び駐輪ステッカーの発行事務は、学務係が行う。

2 駐車許可証の発行及び駐車場の割り当ては、総務係が所管する。

(改廃)

第 13 条 この要項の改廃は、学長が行う。

## 自動車通学許可申請書

学長 殿

理学療法学・作業療法学・言語聴覚学・ヘルスプロモーション 専攻

学籍番号

氏名

通学申請	↓○印を記入してください 普通車 ・ 軽自動車	ここに免許証の表面のコピーを貼付すること。 ただし裏面記載がある場合は裏面のコピーも貼付のこと。
経路	① 自宅 → _____ 駅 ② 自宅 → 大学 ※1 ③ _____ 駅 → 大学	
理由	(例) 自宅から公共交通機関へのアクセスが悪いため	

以上、上記内容で通学することを申請します。

※1 学内駐車場の利用を申請する者のみ、以下を記入してください。

※2 大学以外の場所に駐車する場合は駐車場契約書等（写し）の提出が必要です

## 学内駐車場利用許可申請書

住所	〒 _____					
連絡先電話番号	本人 保護者等					
車両ナンバー	(地域)	(車種番号)	(かな)	(車両番号)		
車両	(車名)	(車体色)	グループ長	許可証発行	経路確認・入力	受付

領収書 (駐車場: \_\_\_\_\_ )

様

¥ 12,000

但し、\_\_\_\_\_年度 前期・後期 駐車場等利用料として、上記、正に領収いたしました。

学校法人 河崎学園

和泉大学

〒597-0104

大阪府貝塚市水間 158

TEL 072-446-6700

### 自動二輪車 ・ 原動機付自転車 通学許可申請書

学 長 殿

理学療法学・作業療法学・言語聴覚学・ヘルスプロモーション 専攻

学籍番号

氏名

通学申請	↓○印を記入してください 自動二輪車 / 原動機付自転車	ここに免許証の表面のコピーを貼付すること。 ただし裏面記載がある場合は裏面のコピーも貼付のこと。
経路	① 自宅 → _____ 駅 ② 自宅 → 大学 ※1 ③ _____ 駅 → 大学	
理由	(例) 自宅から公共交通機関へのアクセスが悪いため	

以上、上記内容で通学することを申請します。

※1 学内駐輪場の利用を申請する者のみ、以下を記入してください。

### 駐輪場利用許可申請書

住所	〒 _____						
連絡先電話番号	本人 保護者等						
車両ナンバー	(地域)	(車種番号)	(かな)	(車両番号)			
排気量		車名		車体色			

## 二輪車・自動車通学に関する誓約書

今般、自動車又は二輪車を利用するに当たっては、以下の誓約事項を遵守します。  
万一これに違反し事故発生の場合は、私の責任において一切の処理を為し、大学にご迷惑をかけません。これに相違ないことを確認し、本誓約書に署名捺印のうえ誓約いたします。

1. 私は、決められた申請書及び本誓約書を提出します。なお、誓約書を提出したあとでなければ、自動車・二輪車を運転して通学しません。
2. 私は、道路交通に関する諸法令を守り事故防止に万全の注意を払うとともに、次の事項に該当するときは、自動車又は二輪車で通学を一切しません。
  - ① 過労や疾病のため心身が疲労しているとき
  - ② その他、道路交通法など諸法令が禁止している事項に該当するとき
3. 私が事故を起こし、それが原因で大学が損害を受けたときは、大学が受けた損害につき賠償を請求されても異議ありません
4. 私が運転中に起こした事故については、大学に一切ご迷惑をかけません。
5. 私は、自動車又は二輪車の駐車（駐輪）中における破損、盗難などの事故については大学に一切の補償を求めません。
6. 私は、自動車の駐車に必要な料金を自己において負担します。
7. 私は自動車損害賠償責任保険の加入はもちろんのこと、対人対物の任意保険へ加入しています。
8. 私は、許可期間内に任意保険の保険期間が満了を迎えた時は、自己責任において更新又は、新規加入します。
9. 駐車場等の美化に努め、交通安全活動・駐輪場内の清掃活動に参加します。

駐車場等利用の許可期間は、毎年4月1日と10月1日を基準日として半期とします。継続利用を希望する場合は、改めて申請書、誓約書の提出が必要です。

和 泉 大 学  
学 長 殿

年 月 日

本人 署名

保護者等 署名

## 自転車駐輪場利用許可申請書

学 長 殿

理学療法学・作業療法学・言語聴覚学・ヘルスプロモーション 専攻

学籍番号

氏名

申請区分	登録 ・ 抹消 ・ 変更 (自転車乗替・破損) ・ その他
連絡先	自宅 ( )
	携帯 ( )
自転車詳細	・色 ( )
	・サイズ ( インチ)
	・防犯登録番号 ( )

### 【利用規則】

- ・登録は、1人1台とする
- ・ステッカーは、後部泥除け等、見えやすいに場所に貼ること
- ・必ず施錠すること
- ・登録された自転車が盗難に遭った場合は、速やかに事務局に届けること
- ・ステッカーを紛失・破損した場合は、事務局で再交付を受けること
- ・自転車を乗り替えした場合は、事務局でステッカーの再交付を受けること
- ・駐輪場でのゴミのポイ捨てや喫煙は、一切禁止する
- ・指定の駐輪場所に駐輪すること

上記、利用規則を守り、安全運転を心がけます。

交通安全活動、駐輪場内の清掃活動に参加します。

グループ長	ステッカー発行	経路確認・入力	受付